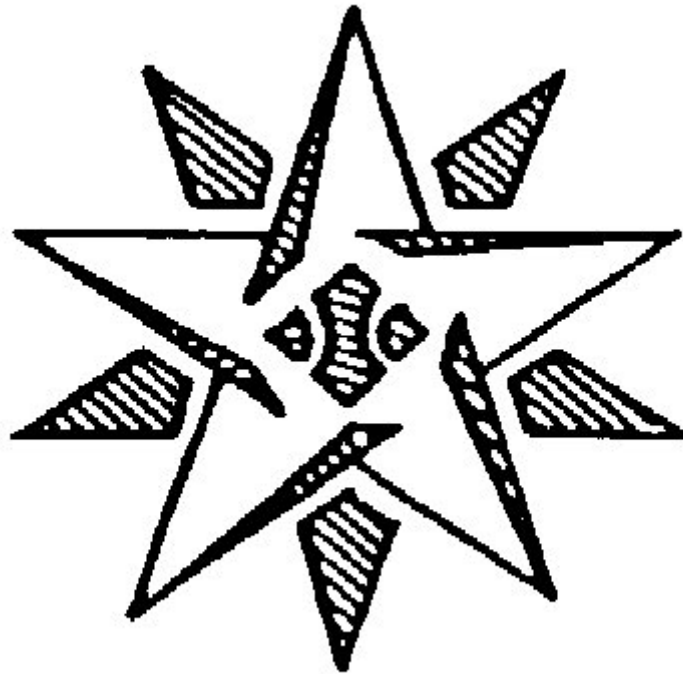


令和8年度

いじめ防止基本方針



大津市立真野小学校

令和8年度 大津市立真野小学校いじめ防止基本方針

令和8年 4月2日 (木)

はじめに

児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。本校では、教育目標に「自分が好き」「人が好き」「真野が好き」と言える子どもの育成を掲げ、新しい世代を創造するのにふさわしい豊かな知性と情操を備えた心身共に健康で明るい子どもの育成を目指し取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

こうしたいじめから一人でも多くの児童を救うためには、教師一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第3条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」(平成25年4月1日施行。以下「条例」という。)第2条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

令和8年4月

目 次

I いじめ防止等のための基本的な考え方

- 1 いじめ防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの構造
- 4 いじめの基本認識

II いじめの未然防止・早期発見・対処

- 1 いじめの未然防止
 - (1) 子どもの主体的な参画
 - (2) 子どもに対する教育・啓発
 - (3) 教員に対する研修・支援
 - (4) その他（学校独自の取組）
- 2 いじめの早期発見
 - (1) いじめに関する情報収集
 - (2) いじめに関する情報共有
 - (3) その他（学校独自の取組）
- 3 いじめへの対処
 - (1) いじめの対処
 - (2) その他（学校独自の取組）

III いじめ対策委員会（真野っ子会議）の設置

- 1 役割
- 2 構成員
- 3 関係する校内委員会との連携
- 4 いじめ事案対応フロー図

IV その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針、年間計画の見直し
- 2 基本方針、年間計画の公開・説明

V いじめ防止等に向けた年間計画

I いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

誰もが、いじめは児童の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、児童が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わず学校・家庭・地域・関係機関が互いに協力して、児童が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた児童については、その声に耳を傾け、児童の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して、児童自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法 ～第2条～

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級やクラブ活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれたことを、その当該児童が知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に

心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要があります。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあげられます。

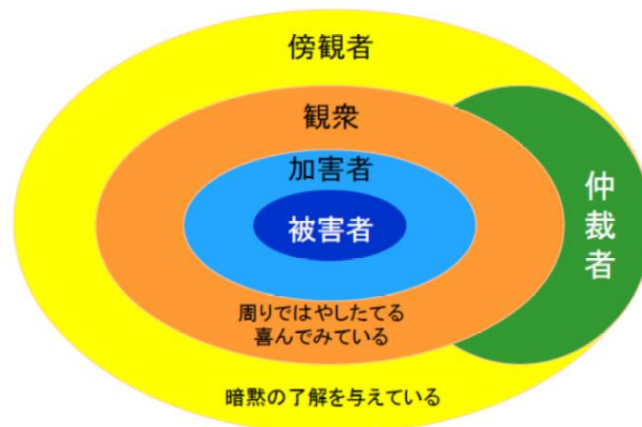
- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、無視をされる。(菌タッチ)
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。(靴隠し等)
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを、されたりさせられたりする。(落書き等)
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。(LINE、X等)

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

3 いじめの構造

いじめは、表面的には、「いじめる子」と「いじめられる子」との支配・被支配の関係のように見ることがあります。しかし、今日のいじめは、いじめる子、いじめられる子の他、これらを取りまく「はやし立てる子ども(観衆)」や「見て見ぬふりをする子ども(傍観者)」という集団が存在し、全体として四層構造からなっているといわれています。さらに、学校や家庭・地域社会の中にも、いじめを生みやすい要因があります。

いじめを生み出す構想図



(いじめの四層構造)

4 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の⑦～⑭は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ⑦ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ⑧ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ⑨ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ⑩ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑪ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑫ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑬ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑭ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめの未然防止・早期発見・対処

1 いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめ未然防止の観点が重要です。

このため、本校では、すべての児童をいじめに向かわせることなく、よりよい人間関係を構築できるような育み、いじめを生まない環境をつくるために、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取り組みを進めます。

また、教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」、「いじめは卑劣な行為である」ことの理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育みます。

さらに、児童が豊かな人間関係を作ることができるよう、児童一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、児童が人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権とともに、実践的な態度を身につけられるように努めます。

加えて、児童の自主的・自治的な活動を進め、児童自らがいじめの未然防止に取り組むなどして、すべての児童が安心して生活し、学ことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取り組みを進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組・具体策
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	各委員会（児童会）が、いじめ防止につながる取組や、友だちと楽しみながら仲良く関わる独自の活動を企画し実施する。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	運営委員会（児童会本部）が本年度の児童会テーマを設定する。各学級でいじめを許さない学級にするための目標やそれを達成する具体的な手立てを話し合い実践する。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組・具体策
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	各学年の生活科や総合的な学習（福祉・環境・平和に関する学習）において、外部講師を招き実践する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	エンカウンター的な授業を実施しながら、一人ひとりを大切に する人権教育を推進する。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	いじめ事案を、当事者だけの問題にとどめず、学級学年全体の 問題として日頃から意識させ、いじめの傍観者を仲裁者へと転 換させる。日頃から思いを聴き合う関係づくりに努める。
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	「ネットいじめ防止」に関して、高学年を対象に専門家を呼び 特別授業を実施する。
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	安心して過ごせる学級づくりを行う。生徒指導の4機能を生か した授業づくりに取り組む。
f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	「生命尊重」や「いじめにかかわる題材」の道徳授業を全校実施 し、いじめのない、いじめの生まれない学級にするにはどうすれ ばよいかを話し合い、目標を立て、実践する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	「1年生を迎える会」「運動会」「まのっこ集会」「6年生を送 る会」等を中心に、年間を通して、異年齢を意識した交流を推進 する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	児童のパソコンや携帯電話、スマートフォンの使用実態やトラ ブルの実態を把握し、教師間や中学校および保護者との連携を 密にして指導に当たる。「ネットいじめ」や「情報モラル」に ついては高学年を対象に特別授業を実施する。

(3) 教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組・具体策
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	いじめに関する研修会を実施し、できるだけ具体的な事例をあ げて研修する。また日頃の教師の言動が子どもに大きな影響を 与えることをふまえて機会あるごとに振り返る場をもつ。
b	学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策担当教員等の周知	4月の職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」を配付し、共 通理解を図る。また、子ども支援コーディネーターの役目とい じめ事案が発生したときの対処マニュアルも併せて共通理解す る。
c	いじめ事案対応にかかる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	いじめの疑いが発覚したときの組織的対応マニュアルを周知し 徹底する。担任、学年主任、管理職、担任外教師等、随時い じめ対策委員会を設置する。

(4) その他（学校独自の取組）

No.	行動計画の具体的取組	取組・具体策
a	目標に「居心地のよい学級づくり」設定し、誰もが安心してできる環境をつくっていく。	月ごとに、重点事項を定め、目標達成に向けて子どもたち自身で話し合いをし、取り組みを進めていく。取り組み後、振り返りを行い、改善を行う。
b	学級全員で「こいのぼり」を制作	全学級で「こいのぼり」を制作する。みんなで一つのものを作る活動を通して、協力することの楽しさや達成感を共有する。

2 いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく鋭い観察力を高める必要があります。

このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、速やかに的確な関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりせず積極的に認知できるよう努めます。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、児童にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築できるように努めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組・具体策
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	学期に1回、いじめに関するアンケート（ク라마ネを含む）を全校実施して児童理解に努める。担任が全児童と面談し、児童の思いを聞き取る時間をもつ。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	いじめ対策会議においていじめ情報を共有する。いじめ事案については、月1回の児童支援部会等で周知する。
c	校舎内及び校門等における見守り活動の実施	休み時間や掃除の時間等には、子どもの支援コーディネーター等が校内を巡回し、子どもたちの様子を見守る。いじめ事案が発生したクラスには、教室に入り見守りを続ける。

d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	6月、10月、2月は「ふれあい月間」とし、担任と子どもが教育相談をする時間帯を全校で設定する。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	学校のいじめに対する考え方や具体的な取組を生徒指導だよりやホームページ等を利用して発信する。日頃より保護者との連携を密にする。
f	ネット上のいじめにかかる保護者との連携強化	保護者懇談会や学校、ネットに関する考えや注意を示し、保護者に協力や理解を求める。トラブルがあったときは、家庭と学校が情報を共有し、解決にあたる。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組・具体策
a	いじめ事案の情報共有を図るための「報・連・相」カードによる情報共有	いじめの疑いが発生した時は、担任が「報・連・相」カードを作成し、子ども支援コーディネーター等に知らせ、管理職を含め、担任外教師も把握する。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	月1回の児童支援部会で、学校のいじめ事案、生徒指導問題事案は学校内で共有する。日頃から、保幼中とは連携を密にしておき、関係する情報は絶えず、共有しておく。

(3) その他（学校独自の取組）

No.	行動計画の具体的取組	取組・具体策
a	6月、10月、2月は真野小「ふれあい月間」として、いじめ防止を強化する。	担任と子どもが教育相談をする時間帯を全校で設定し、教育相談の時間を確実に確保する。クラスマネージメントシートやスマイルアンケートを活用して一層の児童理解に努める。

3 いじめへの対処

児童からいじめの相談を受けた段階、あるいはいじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立つ必要があります。

このため、本校ではいじめがあった場合はもちろんのこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた（もしくは受けたと思われる）児童やいじめをしらせてきた児童の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針等について検討し、直ちに対処します。

この際、いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事実を確認するとともに、必要に応じて専門家と連携し、適切な支援に努めます。

また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

加えて、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて心理・福祉・医療・司法・警察等の関係機関と適切な連携を図ります。

このため、平素からすべての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組・具体策
a	組織的にいじめ事案に対処するための「子ども支援コーディネーター」における対応	マニュアル通り「いじめ対策委員会」で対処方法を決定し、対処する。その経過や集約も、対策委員会で報告し、共通理解する。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	事実を文章化して記録し、児童、保護者、学校が同じ認識のもと、共通理解する。被害側の思いを優先し、加害の思いも聞き取りながら、対策委員会の方針に従って指導（学級含）を行う。解決後も保護者と連携を密にしながらか見守りを実施する。
c	ネット上のいじめへの対応	被害の相談をうけた場合は、まずは保護者と連携して、正確な事実の確認をし、対策委員会の方針に沿って対応する。場合によっては、大津北警察署の生活安全課に相談する。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	重大ないじめ事案が発生したときは、聞き取り以外にもアンケート調査を実施し、事実の解明に当たる。但し、子どもたちに犯人探し等の印象を与えないように、対処の仕方には細心の注意を払う。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	被害、加害両保護者とも、学校で把握している事実（両子どもに念を押して確認済みの内容）と指導した内容（両子どもの納得を得る）を文章化して保存し、保護者にはそれをもとに言葉で正確に伝える。加害保護者に連絡をとる場合は、被害保護者の了承を得る。解決した後も、その後の様子について報告し、連携を密にする。

(2) その他（学校独自の取組）

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「報・連・相」カードによる情報共有	いじめの疑いが発生した時は、担任が「報・連・相」カードを作成し、子ども支援コーディネーター等に知らせ、管理職を含め、担任外教師も把握する。また、緊急対策委員会を開催し、組織で対処する。

Ⅲ いじめ対策委員会の設置

1 役割

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割等については、以下のとおりとします。

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

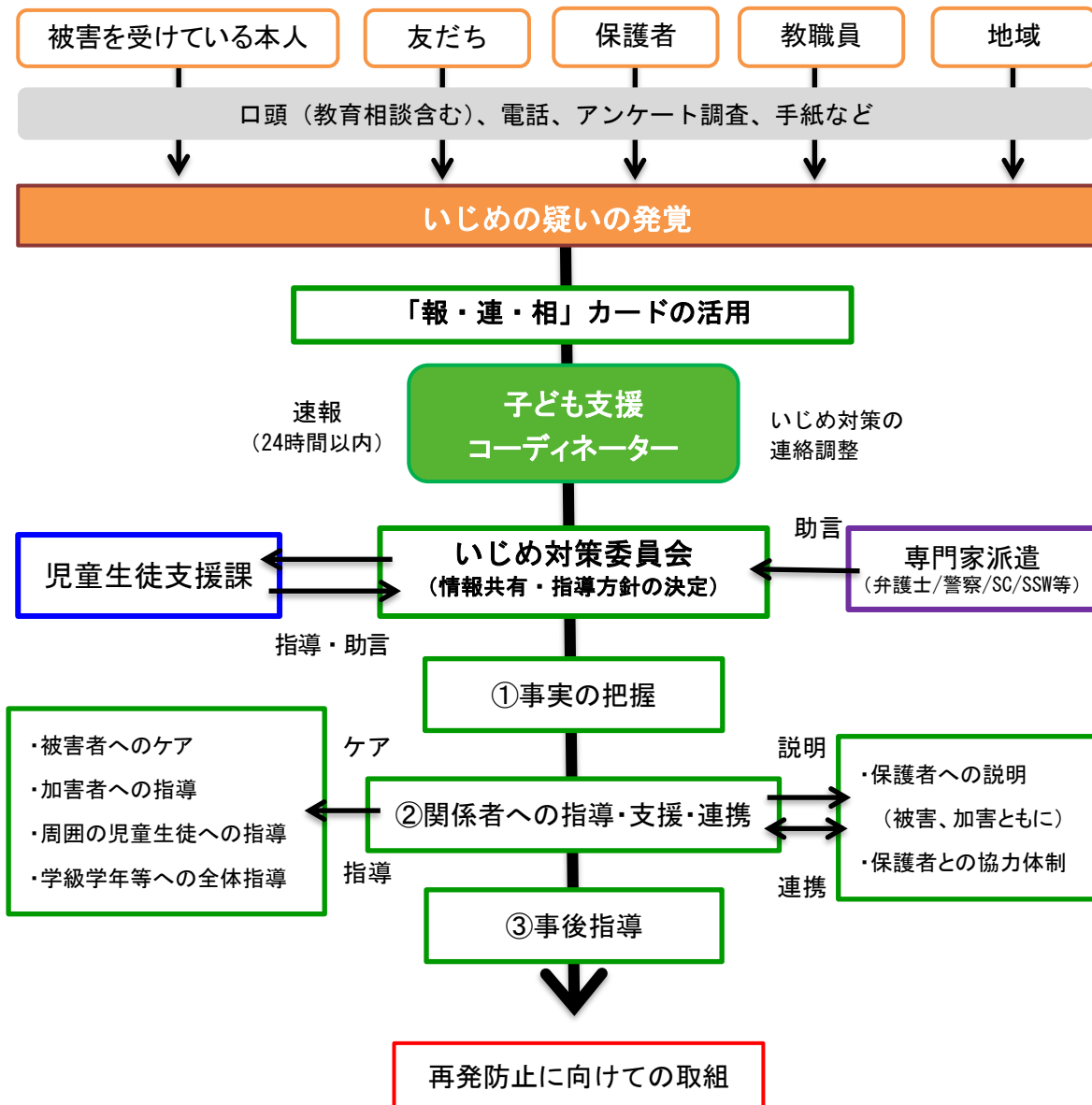
2 構成員

構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任とし、個々の事案に応じて、関係の深い教職員や学校に派遣されているスクールカウンセラーを追加します。また、事案の性質上、必要に応じて、市教委指導主事の他、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を得ます。

拡大いじめ対策委員会：学校運営協議会と兼ねて実施

学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価等を協議します。構成員は、管理職、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任等の学校教職員の他、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 いじめ事案対応フロー図



4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、年度末に目標の達成状況（活動実績）を自己評価します。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

2 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

5 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取組	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議〈いじめ事案対応・いじめ防止基本方針について〉(①②③) ・こいのぼり作成〈学級目標作成〉(①) ・各学級で重点目標に向けた取り組み(①) ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会(①) ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) ・子どもを語る会(①) 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・スマイルアンケート、クラスマネジメントシートの実施(②) ・教育相談週間(①②) ・たてわり遊び(①) ・人権、いじめに関する研修(①②③) ・学校運営協議会(④) ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) ・いじめ防止啓発月間の取り組み(①②) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会(④) ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・人権、いじめに関する研修(①②③) ・児童支援部会(①②③) 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) ・つながろう集会(①) 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・スマイルアンケートの実施(②) ・教育相談週間(①②) ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) ・いじめ防止啓発月間の取り組み(①②) ・ネットいじめ防止教室(①) 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施(②) ・たてわり遊び(①) ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・個別懇談会(④) ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・スマイルアンケートの実施(②) ・教育相談週間(①②) ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) ・学校運営協議会(④) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・定例いじめ対策委員会(①②) ・児童支援部会(①②③) 	
年間を通じて	<ul style="list-style-type: none"> ・朝のあいさつ運動、黙々そうじ、ベルスタ、下駄箱チェック(①②) ・いじめ対策委員会(①②③) 	

※いじめ未然防止に関すること…① いじめの早期発見に関すること…②
いじめへの対処に関すること…③
いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④

